

## 議事日程第 2 号

令和 6 年 (2024 年) 招集大阪狭山市議会定例会 3 月定例会議会議事日程  
令和 7 年 (2025 年) 2 月 26 日全員協議会終了後開議  
議会期間 (令和 7 年 2 月 26 日から同年 3 月 26 日まで 29 日間)

日程第 1	発議第 2 号	会議録署名議員の指名について
日程第 2	委員会提出議案第 1 号	大阪狭山市議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第 3	委員会提出議案第 2 号	大阪狭山市議会傍聴規則の一部を改正する規則について
日程第 4	議案第 2 号	大阪狭山市職員の人材育成及び組織運営に関する条例について
日程第 5	議案第 3 号	大阪狭山市公共施設等整備基金条例について
日程第 6	議案第 4 号	大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例について
日程第 7	議案第 5 号	大阪狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 6 号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 7 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 8 号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第 9 号	大阪狭山市文化会館条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 10 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第 13	議案第 11 号	大阪狭山市市税条例及び大阪狭山市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 12 号	大阪狭山市移動等円滑化のために必要な特定公園施

		設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第13号	大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第14号	大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第15号	大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第16号	大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第17号	市道路線の認定及び廃止について
日程第20	議案第18号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第10号)について
日程第21	議案第19号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について
日程第22	議案第20号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について
日程第23	議案第21号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
日程第24	議案第22号	令和6年度(2024年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算(第2号)について
日程第25	議案第23号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市一般会計予算について
日程第26	議案第24号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第27	議案第25号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について
日程第28	議案第26号	令和7年度(2025年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別

		会計予算について
日程第 29	議案第 27 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市池尻財産区特別会計 予算について
日程第 30	議案第 28 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市半田財産区特別会計 予算について
日程第 31	議案第 29 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市東野財産区特別会計 予算について
日程第 32	議案第 30 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市今熊財産区特別会計 予算について
日程第 33	議案第 31 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市岩室財産区特別会計 予算について
日程第 34	議案第 32 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市茱萸木財産区特別会 計予算について
日程第 35	議案第 33 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市下水道事業会計予算 について
日程第 36	議案第 34 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市一般会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 37	議案第 35 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市国民健康保険特別会 計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号) について
日程第 38	議案第 36 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市介護保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号) について
日程第 39	議案第 37 号	令和 7 年度 (2025 年度) 大阪狭山市後期高齢者医療特別 会計補正予算 (第 1 号) について
日程第 40	請願第 1 号	近畿大学病院移転後の後継病院についての請願につ いて
日程第 41	請願第 2 号	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める 意見書」の採択を求める請願について
日程第 42	陳情第 1 号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳 情について
日程第 43	要望第 1 号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則

- の徹底を求める要望について
- 日程第 4 4 要望第 2 号 児童、生徒の関西万博（2025）遠足の安全面の  
確認についての要望について
- 日程第 4 5 要望第 3 号 大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）の訂正  
を求める要望について

発議第 2 号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市議会議長 鳥 山 健

記

1 番 中 井 勝 也

2 番 花 田 全 史

委員会提出議案第 1 号

大阪狭山市議会会議規則の一部を改正する規則  
について

大阪狭山市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市議会議長 鳥山 健 様

提 出 者 議会運営委員会委員長 北村 栄 司

## 大阪狭山市議会会議規則の一部を改正する規則

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

大阪狭山市議会 総務文教常任委員協議会	総務文教常任委員会の所管について協議又は調整を行うこと。	総務文教常任委員	委員長
大阪狭山市議会 建設厚生常任委員協議会	建設厚生常任委員会の所管について協議又は調整を行うこと。	建設厚生常任委員	委員長

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

委員会提出議案第 2 号

大阪狭山市議会傍聴規則の一部を改正する規則  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、大阪狭山市議会傍聴規則の一部を改正する規則を次のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市議会議長 鳥山 健 様

提 出 者 議会運営委員会委員長 北村 栄 司



## 大阪狭山市議会傍聴規則の一部を改正する規則

大阪狭山市議会傍聴規則（昭和26年大阪狭山市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、氏名、職業及び年齢」を「及び氏名」に改め、「記入し」の次に「、傍聴証の交付を受け」を加え、同条第2項中「記入し」の次に「、傍聴証の交付を受け」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 傍聴証は、前2項の規定にかかわらず、報道関係者及び大阪狭山市職員で、議長が特に必要があると認めるものに交付することができる。

第4条を次のように改める。

（傍聴証の返還）

第4条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

第7条各号を次のように改める。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

第7条に次の2項を加える。

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第8条各号を次のように改める。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は

議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しないようにすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

第9条の見出し中「、映画等の撮影及び録音」を「の撮影、録音、録画、放送」に改め、同条中「、映画等を撮影し、又は録音」を「の撮影、録音、録画、放送等（以下「写真撮影等」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 議長は、写真撮影等が議事の運営に支障がある場合は、前項の許可を得た者に対し、写真撮影等を制限し、又は禁止することができる。

第10条第2項を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

大阪狭山市職員の人材育成及び組織運営に関する  
条例について

大阪狭山市職員の人材育成及び組織運営に関する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

# 大阪狭山市職員の人材育成及び組織運営に関する条例

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 倫理規範（第4条—第6条）

第3章 任用（第7条・第8条）

第4章 人材育成（第9条—第13条）

第5章 人事評価（第14条—第17条）

第6章 給与その他の勤務条件（第18条—第21条）

第7章 組織及び定員の管理（第22条）

第8章 分限及び懲戒（第23条—第28条）

第9章 定年前再任用及び退職管理（第29条・第30条）

第10章 雑則（第31条）

### 附則

市政を取り巻く環境は、より一層複雑化、多様化し、不確実性が高い時代へと変化しており、これまで以上に困難な課題に対して柔軟かつ果敢に挑戦していく姿勢が、市役所組織や職員に対して求められることが予想されます。

このような時代の変化を的確にとらえるとともに、社会環境の変化に柔軟に対応し、職員としての役割を果たしていくためには、職員一人ひとりが主体的に考え、行動し、能力を高め続けていくことが重要であることから、大阪狭山市を愛し、仕事を通じて自分自身を変革し続けられる職員の人材育成に取り組んできたところです。

また、組織と職員がともに成長していくためには、地方公務員法等の関係法令に基づき運用してきた既存の人事制度を包括的に整備し、人事管理上の仕組みやルールを明確にすることで市民の信頼を確保するとともに、人材育成に関する組織理念を共有することで、共創型の組織運営に取り組むことが重要となります。

このような観点から、人材という限られた経営資源による組織力の向上と最大化を図り、大阪狭山市が将来にわたり持続可能な組織づくりを総合的かつ戦略的に推進し、「個」の成長を「組織」の成長へとつなげるため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）に定める根本基準に従い、本市の人事制度を公正かつ適正に運用するために必要な基本的事項を定めることで、政策の立案に関する優れた能力を有し、自律性を備え、意欲と誇りにあふれる職員を育成するとともに、職員が全体の奉仕者としての高い倫理観と地域における行政の担い手としての強い使命感を持って職務を遂行することにより、市政の効率的な運営及び市政に対する市民の信頼を確保し、もって本市組織の継続的な成長と地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員をいう。

### (適用除外)

第3条 教育委員会所管の学校に勤務する職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員については、この条例の規定は適用しない。

## 第2章 倫理規範

### (倫理原則)

第4条 職員は、大阪狭山市職員の倫理の保持に関する条例（平成20年大阪狭山市条例第11号）の規定を踏まえ、自らの行動が公務の信用に大きな影響を与えることを深く認識し、常に自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

2 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚して、公正に職務を執行し、その職務や地位を私的利益のために用いてはならず、また、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

3 職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進をめざし、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

4 職員は、市政の透明性の確保に努めるとともに、自らの職務に関し説明責任を果たすよう努めなければならない。

### (任命権者の責務)

第5条 任命権者は、職員が勤務時間の内外を問わず、服務規律を遵守し、高い倫理意識を持って行動するようにするため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理監督者の責務)

第6条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員（以下「管理監督者」という。）は、その職責の重要性を自覚し、第4条各項に定める倫理原則（以下「倫理原則」という。）を自ら率先して遵守しなければならない。

2 管理監督者は、その管理又は監督の対象となる職員（以下「部下職員」という。）に対し、倫理原則を踏まえ、服務規律の遵守及び公正な職務の執行を確保するため、必要な指導を行わなければならない。

3 管理監督者は、部下職員の職務の執行状況を常に点検し、その改善を図りつつ、良好な職場環境の形成に努めなければならない。

### 第3章 任用

(任用の基本原則)

第7条 職員の任用は、公務の能率的な運営を確保するため、能力及び実績を公正に評価して行わなければならない。

2 前項の場合において、任命権者は、適切な任用の確保の観点から、職員の勤務実態を把握し、職員の意欲及び適性に応じた人事管理を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(任期付採用)

第8条 任命権者は、行政需要の変化に柔軟かつ弾力的に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の定めるところにより、任期を定めて採用する職員（以下この条において「任期付職員」という。）を採用するものとする。

2 任期付職員の採用は、公募の方法により行うものとする。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

3 前2項に定めるもののほか、任期付職員の採用について必要な事項は、別に条例で定める。

### 第4章 人材育成

(職員の人材育成)

第9条 任命権者は、重要な財産である人材を最大限に活用し、職員が自らの職務の使命及び役割を認識し、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うべき職員の能力開発及び意識改革並びに組織の活性化を図るため、計画的に人材の育成に取り組まなければならない。

(研修の実施)

第10条 任命権者は、職員の公務能率の維持及び増進を図るため、能力開発及び意識改革に資する研修を行うことにより計画的に人材を育成するとともに、職員の自発的な能力開発の支援を行わなければならない。

2 前項の職員研修の実施に当たっては、業務を通じて行う職場研修及び職場外での研修を適切に連携させなければならない。

3 管理監督者は、部下職員の育成が重要な職務であることを認識し、個々の職員に必要な研修を実施するとともに、当該職員が適切な研修を受けることができるよう必要な調整、指導及び助言を行わなければならない。

(自己啓発)

第11条 職員は、研修を通じた自己の能力開発に努めるとともに、自らのキャリア形成(職務を通じた資質及び能力の向上をいう。)のため、主体的に自己啓発に努めなければならない。

2 任命権者は、職員の自己啓発と自律を促し、士気の向上に努めるものとする。

(人材活用)

第12条 任命権者は、幅広い視野及び専門的知識を有する人材を育成することの重要性を踏まえつつ、職員の適正な配置に努めるとともに、その者の有する知識、技能等を最大限に活用するものとする。

(職員等の表彰)

第13条 市長は、職員の執務意欲の高揚に資するため、他の模範として推奨すべき職員又はその団体(部、グループ等の組織及び市長の認めた研究団体をいう。)の功績を表彰するものとする。

## 第5章 人事評価

(人事評価の目的)

第14条 人事評価(法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。)は、職員の意識改革及び能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進するとともに、より

適正な人事管理に資することを目的として実施する。

2 任命権者は、人事評価の結果を人事管理の基礎資料として活用するものとする。

(人事評価の実施)

第15条 人事評価は、被評価者（人事評価の対象となる職員をいう。）が職務遂行過程で果たした役割、発揮した能力及び達成した業績を総合的に判断し、その勤務成績を評価し、記録することにより行うものとする。

(適正な評価の確保)

第16条 任命権者は、適正な人事評価を実施することができるよう人事評価を行う職員（以下この条において「評価者」という。）に対する研修を行うとともに、公正かつ厳正な評価を確保するため、必要に応じて評価者に助言、指導その他の措置を講ずるものとする。

(人事評価の実施の細目)

第17条 前3条に定めるもののほか、職員の人事評価の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

## 第6章 給与その他の勤務条件

(給与決定の原則)

第18条 職員の給与は、法第24条第1項の規定に基づき、職務の複雑、困難及び責任の度等職務の内容に応じて支給するものとする。

2 職員の給与は、法第24条第2項の規定に基づき、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めるものとする。

(勤務条件の決定)

第19条 職員の給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して定めるものとする。

(健康管理)

第20条 任命権者は、職場における職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のため、必要な措置を講ずるものとする。

2 任命権者は、安全及び衛生について経験又は知識を有する産業医等の意見を聴き、健康管理に関する事業を行うものとする。

(職員の仕事及び生活の調和)



第21条 任命権者は、職員の福祉を増進し、公務能率を向上させるため、職員の仕事及び生活の調和を図ることができるよう、職場環境の改善等に努めなければならない。

2 任命権者は、職員が家庭及び地域の構成員としてその役割を果たすことができるよう、業務の簡素化、効率化等により時間外勤務の縮減に努めるものとする。

## 第7章 組織及び定員の管理

### (組織及び定員管理の方針)

第22条 任命権者は、最少の経費で最大の効果を挙げるために、社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な組織の設置及び運営に努めるものとする。

2 全ての職は、組織運営上及び業務上の必要性に基づき設置し、適正に管理するものとする。

## 第8章 分限及び懲戒

### (分限の基本方針)

第23条 任命権者は、職員が法第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、公務の適正かつ能率的な運営を確保するため、同項の規定による処分（以下「分限処分」という。）を適正に行うものとする。

2 任命権者は、分限処分をするに当たっては、正当な理由がある場合を除き、当該職員に意見を述べる機会を与える等、公正に行わなければならない。

3 任命権者は、分限処分をする場合においては、大阪狭山市職員人事審査委員会の意見を聴かななければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員の分限について必要な事項は、別に条例で定める。

### (懲戒の基本方針)

第24条 任命権者は、職員が法第29条第1項各号のいずれかに該当する場合は、公務における規律及び秩序を維持するため、同項の規定により、戒告、減給、停職又は免職の処分（以下「懲戒処分」という。）を適正に行うものとする。この場合において、当該職員の非違行為の内容、その職責、他の職員又は社会に与える影響等を総合的に考慮するものとする。

2 任命権者は、懲戒処分をするに当たっては、正当な理由がある場合を除き、当該職員に意見を述べる機会を与える等、公正かつ厳正に行わなければならない。

3 任命権者は、懲戒処分をする場合においては、大阪狭山市職員人事審査委員会の意見を聴かなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員の懲戒について必要な事項は、別に条例で定める。

(処分の基準)

第25条 分限処分及び懲戒処分の基準について必要な事項は、別に定める。

(懲戒処分の公表)

第26条 任命権者は、懲戒処分を行った場合は、速やかに公表するものとする。ただし、任命権者が公表することが適切でないとき、この限りでない。

2 前項の公表について必要な事項は、別に定める。

(任命権者が講ずる措置)

第27条 任命権者は、懲戒処分に係る職員の行為を防止するため、研修その他人事管理上の必要な措置を講じなければならない。

(審査請求)

第28条 懲戒処分その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、法第49条の2第1項の規定により、審査請求をすることができる。

## 第9章 定年前再任用及び退職管理

(定年前再任用の方針)

第29条 定年前再任用（法第22条の4第1項の規定により採用することをいう。次項において同じ。）の制度については、組織の運営上の必要性を踏まえ、適正に運用しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、職員の定年前再任用について必要な事項は、別に条例で定める。

(退職者の適正な管理)

第30条 任命権者は、市民の疑惑、批判等を招くような行為の防止を図り、市民の信頼を確保するため、職員の離職後の再就職等の管理に適正を期するものとする。

2 前項に定めるもののほか、職員の退職管理について必要な事項は、別に条例で定める。

## 第10章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における法及びこの条例と同一趣旨の条例その他の規定に関する行為については、なお従前の例による。

議案第 3 号

大阪狭山市公共施設等整備基金条例について

大阪狭山市公共施設等整備基金条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 大阪狭山市公共施設等整備基金条例

### (設置)

第1条 大阪狭山市公共施設再配置計画第一期計画（以下「計画」という。）に基づく公用又は公共の用に供する施設及び周辺インフラ（以下「公共施設等」という。）の整備等に係る資金を明確にし、もって、財政の健全な運営を推進するため、大阪狭山市公共施設等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、計画に基づく公共施設等の整備等に要する経費に充てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の収益の全部又は一部を基金として積み立てることができる。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 市長は、計画に基づく公共施設等の整備等に要する経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例について

大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例

### (目的)

第1条 この条例は、大阪狭山市（以下「市」という。）の教育行政に関し、市長及び教育委員会が、子ども、保護者をはじめとする市民の意見を斟酌し、未来に輝く子どもを育む教育のまちづくりにおいて果たすべき市長、教育委員会、保護者、市民及び学校園の役割を明らかにするとともに、総がかりで教育の振興に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (4) 学校園 小学校、中学校、認定こども園等をいう。

### (市長の責務)

第3条 市長は、教育委員会と十分な意思疎通が図られるよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4に規定する総合教育会議を一層充実させるものとする。

2 市長は、法第22条に規定する職務権限に基づき、教育施策を推進できるよう、必要な体制を整備しなければならない。

### (教育委員会の責務)

第4条 教育委員会は、法第21条に規定する職務権限に基づき、未来に輝く子どもを育む教育のまちの実現のために基盤整備、環境づくり及び学びの保障に取り組まなければならない。

### (保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤であることから、教育の第一義的責任を有する者として、子どもの発達過程に応じて生きる力を育むことがで

きるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、教育への関心と理解を深める様々な取組に参加するとともに、学校園、家庭等と相互に連携及び協力するよう努めるものとする。

(学校園の役割)

第7条 学校園は、一人ひとりの子どもが成長や発達の過程に応じて、主体的に学び、将来、社会において自立的に生きるための基礎を培うことができるように、市が定める施策、取組及び目標を学校園内で共有するよう努めるものとする。

2 学校園は、学校園間で、保育及び教育の連続性を意識した連携を行い、その達成のために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(教育振興基本計画の策定)

第8条 教育委員会は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めなければならない。

2 教育振興基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市における教育の基本的な目標

(2) 前号に掲げるもののほか、市における教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 教育委員会は、教育振興基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、子ども及び市民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

4 教育委員会は、教育振興基本計画を定めたときは、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、教育振興基本計画を変更する場合について準用する。

(教育振興基本計画の推進)

第9条 教育委員会は、前条第1項の規定により定めた教育振興基本計画を、市長、保護者、市民及び学校園と一体となって、推進するものとする。

(意見情報の共有)

第10条 市長及び教育委員会は、市における教育の振興のための施策について説明をする責任を果たすため、教育に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 市長及び教育委員会は、子どもの最善の利益を実現するために、子どもの意見を



聴取するとともに、保護者、市民の意向を的確に把握し、教育行政に適切に反映させるよう努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 号

大阪狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の  
支給に関する条例の一部を改正する条例につい  
て

大阪狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正す  
る条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

大阪狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

大阪狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 退職報償金支給額表（第2条関係）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団 長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団 長	219	318	413	513	659	849	949
副分 団長	214	303	388	478	624	809	909
部長 及び 班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大阪狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 6 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等  
の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪狭山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「その他規則で定める者」の次に「(第17条の2において「配偶者等」という。)」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

(大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年大阪狭山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正  
する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人



一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の68.75」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を加える。

第26条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200

13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	

51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			

89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
94		299,400	347,400					
95		299,700	347,800					
96		300,100	348,200					
97		300,300	348,400					
98		300,600	348,800					
99		301,000	349,200					
100		301,400	349,500					
101		301,600	349,800					
102		301,900	350,200					
103		302,200	350,600					
104		302,500	351,000					
105		302,700	351,500					
106		303,000	351,900					
107		303,300	352,300					
108		303,600	352,700					
109		303,800	353,200					
110		304,200	353,600					
111		304,600	353,900					
112		304,900	354,200					
113		305,100	354,700					
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						

定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とし、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「(以下「8級職員」という。）」及び「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第15条の2の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(地域手当)」を付し、同条第2項中「100分の15」を「100分の12」に改める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第17条第1項第1号中「道路（以下）」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「相当する額（以下）」を「相当する額（次項において）」に改め、「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手

当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においてはその合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第24条の2第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第25条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」とあるのは「100分の70」に改める。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第28条の2中「、第16条及び第16条の2」を削る。

第28条の3第2項中「、第16条」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行 政 職 給 料 表

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	

34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		



72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					

110		304,200						
111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務員	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額	基準給料 月 額
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項及び第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正後の給与条例

別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の切替日における新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第15条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障害がある者」とあるのは「(5) 身体又は精神に著しい障害がある者  
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものの扶養親族を除く。）については3,000円とする」とする。

- 7 切替日から令和9年3月31日までの間における地域手当の月額は、第2条改正後給与条例第15条の2第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の合計額に次表左欄に掲げる期間区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

期間	割合
切替日から令和8年3月31日まで	100分の14
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	100分の13

（規則への委任）

- 8 第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第4項関係）

職員の号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員の号給

旧号給	新 号 給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4

35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		

77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

議案第 8 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する  
条例について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に、「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改める。

第10条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第8項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって前項に定める日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。



議案第 9 号

大阪狭山市文化会館条例の一部を改正する条例  
について

大阪狭山市文化会館条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

## 大阪狭山市文化会館条例の一部を改正する条例

大阪狭山市文化会館条例（平成5年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「及び使用」を削り、同条ただし書を削る。

第6条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第12条の2を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第10号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(大阪狭山市議会の個人情報保護に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 大阪狭山市議会の個人情報保護に関する条例（令和4年大阪狭山市条例第22号）第53条から第55条まで
- (2) 大阪狭山市行政不服等審査会条例（令和4年大阪狭山市条例第24号）第16条及び附則第5項
- (3) 大阪狭山市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年大阪狭山市条例第23号）附則第7項から第9項まで
- (4) 大阪狭山市ラブホテル建築の規制に関する条例（昭和58年大阪狭山市条例第17号）第10条第1項
- (5) 大阪狭山市パチンコ遊技場等及びゲームセンターの建築の規制に関する条例（昭和58年大阪狭山市条例第18号）第10条第1項

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）第25条の2第3号及び第4号並びに第25条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (2) 職員の退職手当に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第16号）第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項
- (3) 大阪狭山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和62年大阪狭山市条例第64号）第4条第1号
- (4) 大阪狭山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第13号）第6条第1号

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）（以下「刑法等一部改正法等」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

（経過措置の規則への委任）

- 6 この条例に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

議案第11号

大阪狭山市市税条例及び大阪狭山市議会の個人情報  
の保護に関する条例の一部を改正する条例  
について

大阪狭山市市税条例及び大阪狭山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市市税条例及び大阪狭山市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

(大阪狭山市市税条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第19条第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(大阪狭山市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正)

第2条 大阪狭山市議会の個人情報保護に関する条例（令和4年大阪狭山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第12号

大阪狭山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人



大阪狭山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪狭山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年大阪狭山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第13号

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例に  
ついて

大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

## 大阪狭山市下水道条例の一部を改正する条例

大阪狭山市下水道条例（昭和62年大阪狭山市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第1号中「が1名以上専属している者であること」を「を選任していること」に改める。

第6条の8第1項中「専属させなければならない」を「選任しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、大阪府内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第10条第1項第7号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例について

大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

## 大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

大阪狭山市立幼保連携型認定こども園条例（平成27年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「大阪狭山市西山台六丁目19番12号」を「大阪府大阪狭山市西山台三丁目2番1号」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和11年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、令和9年4月1日から施行する。

（大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の一部改正）

- 2 大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例（昭和28年大阪狭山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条の表大阪狭山市立東野幼稚園の項を削る。

別表大阪狭山市立東野幼稚園の項を削る。

（大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の廃止）

- 3 大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例は、廃止する。

（大阪狭山市立幼稚園設置に関する条例の廃止に伴う関係条例の一部改正）

- 4 報酬並びに費用弁償支給条例（昭和35年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「幼稚園・」を削る。

- 5 重要な公の施設に関する条例（昭和39年大阪狭山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

- 6 大阪狭山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年大阪狭山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園、」を削る。

議案第15号

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
について

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26  
年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型  
保育事業の運営に関する基準を定める条例及び  
大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
について

大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人



大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年大阪狭山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう。」の次に「第42条第3項において同じ。」を、「小規模保育事業B型をいう。」の次に「第42条第3項において同じ。」を、「小規模保育事業C型をいう。」の次に「附則第4条において同じ。」を加える。

第42条第1項中「この項」の次に「から第7項まで」を加え、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。」に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号の」を「第1項第2号の」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするた

めの措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「5年」を「15年」に改める。

（大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 大阪狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪狭山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に

応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。」に改め、同項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「いずれにも該当すると認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

市道路線の認定及び廃止について

下記のとおり、市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

認定する路線

路線名	起 点	終 点
西池尻91号線	東池尻三丁目925番10地先から	東池尻三丁目925番1地先まで
西池尻110号線	池尻中二丁目886番1地先から	池尻中二丁目886番3地先まで
狭山43号線	狭山五丁目2328番9地先から	狭山五丁目2294番5地先まで
茱萸木94号線	茱萸木七丁目1260番3地先から	茱萸木七丁目1368番9地先まで
南海金剛35号線	東茱萸木一丁目662番9地先から	東茱萸木一丁目662番7地先まで

廃止する路線

路線名	起 点	終 点
西池尻 9 1 号線	東池尻三丁目 9 2 5 番 1 0 地 先から	東池尻三丁目 9 2 6 番 2 地先 まで
狭山 4 3 号線	狭山五丁目 2 3 2 8 番 9 地先 から	狭山五丁目 2 3 2 8 番 3 地先 まで

議案第18号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第10号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第10号)を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第19号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人



議案第20号

令和6年度(2024年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和6年度(2024年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 2 1 号

令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市後期高齢者医療  
特別会計補正予算 (第 1 号) について

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 2 6 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第 22 号

令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市今熊財産区特別  
会計補正予算 (第 2 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度 (2024 年度) 大阪狭山市今熊財産区特別会計補正予算 (第 2 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 26 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人

議案第23号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市一般会計予算に  
ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市一般会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第24号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第25号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)予算を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第26号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市後期高齢者医療  
特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第27号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市池尻財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人



議案第28号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市半田財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市半田財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第29号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市東野財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市東野財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第30号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市今熊財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第31号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市岩室財産区特別  
会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第32号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第33号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市下水道事業会計  
予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市下水道事業会計予算を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第34号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第35号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人



議案第36号

令和7年度(2025年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和7年度(2025年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和7年(2025年)2月26日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第 37 号

令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市後期高齢者医療  
特別会計補正予算 (第 1 号) について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度 (2025 年) 大阪狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) を別案のとおり提出する。

令和 7 年 (2025 年) 2 月 26 日提出

大阪狭山市長 古川 照人